

政令第百五十九号

公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条第一項、第四十九条の二第一項、第二百六十九条及び第二百七十二條並びに日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第六十一条第一項、第六十二条第一項、第四百四十条第二項及び第四百四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第一条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「身体の故障又は文盲に因り」を「心身の故障その他の事由により」に改める。

第四十一条第一項中「身体の故障又は文盲であること」を「心身の故障その他の事由」に、「聞き」を「聴き」に改める。

第五十五条第一項中「市町村（」を「市町村の選挙管理委員会の委員長（」に、「を除く。」の選挙管

理委員会の委員長」を「の選挙管理委員会の委員長を除く。」に改める。

第五十六条第四項中「聴いて、」の下に「当該不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから」を加え、「その承諾を得て」を削る。

第六十五条の四第三項中「聴いて、」の下に「法第四十九条の二第一項第一号に規定する在外投票に係る事務に従事する在外公館の職員のうちから」を加え、「その承諾を得て」を削る。

第四百一条の二第一項中「、第七項及び第八項」を「及び第七項から第九項まで」に改める。

第四百一条の三第一項中「第二十三条の二」の下に「、第五十条、第五十六条」を加える。

（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第二条 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条及び第八条 削除

第九条第一項中「（法第四条の規定により投票権を有しない者であったため投票人名簿に登録されなか

った者を除く。」を削り、「転入前市町村」の下に「（当該市町村の住民基本台帳に記録される前に  
いて直近に住民基本台帳に記録されていた市町村をいう。次項において同じ。）」を加える。

第二十八条を次のように改める。

## 第二十八条 削除

第五十一条第一項中「身体の故障又は文盲」を「心身の故障その他の事由」に改める。

第五十二条第一項中「身体の故障又は文盲であること」を「心身の故障その他の事由」に改める。

第六十九条第一項中「市町村（）」を「市町村の選挙管理委員会の委員長（）」に、「を除く。」の選挙管理委員会の委員長」を「の選挙管理委員会の委員長を除く。」に改める。

第七十条第四項中「聴いて、」の下に「当該不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから」を加え、「その承諾を得て」を削る。

第九十五条第三項中「聴いて、」の下に「法第六十二条第一項第一号に規定する在外投票に係る事務に従事する在外公館の職員のうちから」を加え、「その承諾を得て」を削る。

第四百四十一条第一項中「第五条（住所に関する部分を除く。）」、「を削り、「第七項及び第八項」を

「及び第七項から第九項まで」に改める。

第四百四十二条第一項中「おいては、」の下に「第六十四条第一項、第七十条第一項及び」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この政令は、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 第一条の規定による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この政令の施行の日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

(市町村の合併の特例に関する法律施行令及び大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正)

- 3 次に掲げる政令の規定中「第四十六条第一項から第三項までの項（同条第二項）」を「第四十六条第一項

から第三項まで及び前条第二項の項（同法第四十六条第二項」に改める。

一 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第十九条

二 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第五条

## 理由

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行に伴い、不在者投票における代理投票を補助する者を不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから定めることとするほか、所要の規定の整理を行う等の必要があるからである。